

せ い か つ ほ ご

生活保護のしおり

せいかつ ほ ご どりよく さまざま
生活保護は、あらゆる努力をしてもなお、様々

じじょう せいかつ こま ひと たい けいざいてき
な事情で生活に困っている人に対して経済的な

えんじょ おこな さいていげん ど せいかつ ほしょう
援助を 行 うことにより、最低限度の生活を保障

ひと じぶん ちから せいかつ
するとともに、その人が自分の力で生活するこ

とができるよう、支援する制度です。
しえん せいど

たかまつしふくしじむしょ せいかつふくしだいいっか だいに か
高松市福祉事務所 生活福祉第一課・第二課

たかまつしばんちょういつちょうめ ばん ごう
高松市番町一丁目8番15号

でんわ
電話 0 8 7 - 8 3 9 - 2 3 4 3

1 生活保護制度とは

生活保護は、生活に困窮する人が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とします。

また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先します。

● 資産の活用

あなたの世帯の生活必需品以外の資産（預貯金、あなたの世帯の生活に利用されていない土地・家屋等）は、処分あるいは最大限に活用して生活費に充ててください。

※ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用

65歳以上の高齢者で評価額がおおむね500万円以上の土地建物を所有する場合は、それを担保に生活資金を貸付ける制度があります。実施主体は香川県社会福祉協議会です。

- (1) 土地 …… 現に住んでいる家屋用又は事業用の宅地で必要最小限度のもの以外は保有が認められません。
- (2) 家屋 …… 現に住んでいる家屋で保有が適当とされるもの以外は保有が認められません。
- (3) 生活用品 …… 家具、食器及び衣類寝具は世帯の人数などから判断して利用の必要があると認められるもの以外は保有が認められません。
- (4) 貴金属・債券 …… 保有は認められません。
- (5) 生命保険など …… 解約返戻金及び保険の掛金が一定額以上の場合は保有できませんので、解約してください。また、養老保険など貯蓄性の強い保険は保有が認められません。
- (6) 自動車 …… 保有、使用及び他人名義の自動車の借用は原則認められません。

● 稼働能力の活用

- ・働くことができる人は能力に応じて働いて収入を得てください。
- ・また、仕事が見つからない人は求職活動をしてください。
- ・働くことができるのに働こうとしない人は、生活保護は受けられません。

● 扶養義務者による扶養

生活保護の申請を受けますと、ご親族の状況や関わりなどについて調査し

たうえで、ご親族^{しんぞく}に対して、援助^{えんじょ}の可能性^{かのうせい}について照会^{しょうかい}を行^{おこな}うか、どうか判断^{はんだん}します。

親・子・兄弟姉妹^{きょうだい}などのご親族^{しんぞく}から、仕送り^{しおく}や養育費^{よういくひ}を受けることができる場合は、生活保護^{せいかつほご}に優先^{ゆうせん}して、生活費^{せいかつひ}に充て^あていただきます。なお、ご親族^{しんぞく}は可能な範囲^{かのうはんい}で援助^{えんじょ}を行^{おこな}うものであり、ご親族^{しんぞく}がいるというだけで、生活保護^{せいかつほご}が利用^{りよう}できないということはありません。

また、D V（家庭内暴力^{でいーぶい}）や虐待^{かてないぼうりよく}など特別な事情^{ぎゃくたい}がある場合には、照会^{とくべつ}を見合^{じじょう}わせることもあるため、事前^{ばあい}に相談^{しょうかい}してください。

● 他^たの法律^{ほうりつ}による給付^{きゅうふ}などの優先^{ゆうせん}

他^たの法律^{ほうりつ}や制度^{せいど}で受け^うけられるものは、先^{さき}にその給付^{きゅうふ}を受け^うける手続^{てつづ}きをしてください。

● 暴力団員^{ぼうりよくだんいん}の保護適用^{ほごてきよう}について

暴力団員^{ぼうりよくだんいん}である人^{ひと}は稼働能力^{かどうのうりよく}の活用要件^{かつようようけん}を満^みたさないこと、また資産^{しさん}・収入^{しゅうにゅう}の活用要件^{かつようようけん}の充足^{じゅうそく}を確認^{かくにん}できないことから、生活保護^{せいかつほご}が適用^{てきよう}されません。

● 借金^{しゃっきん}について

生活保護費^{せいかつほごひ}を借金返済^{しゃっきんへんさい}に充て^あてることはできません。生活保護受給^{せいかつほごじゅきゅうちゅう}中に借^かり受^うけた場合は、同額^{どうがく}を生活保護費^{せいかつほごひ}から減額^{げんがく}したり、生活保護^{せいかつほご}を受け^うけることができ^あなくなる場合^{ばあい}があります。

2 生活保護^{せいかつほご}の種類^{しゅるい}

生活保護^{せいかつほご}には、次^{つぎ}の8種類^{しゅるい}の扶助^{ふじょ}があり、国^{くに}が定め^{さだ}めた基準^{きじゆん}（最低生活費^{さいていせいかつひ}）の範囲^{はんい}内で生活保護費^{せいかつほご}が支給^{しきゅう}されます。

- (1) 生活扶助^{せいかつふじょ}…… 食費^{しょくひ}、衣類^{いるい}、光熱水費^{こうねつすいひ}など暮らしに必要な費用^{ひつようひよう}
- (2) 住宅扶助^{じゅうたくふじょ}…… 家賃^{やちん}など住まいに必要な費用^{ひつようひよう}
- (3) 教育扶助^{きょういくふじょ}…… 義務教育^{ぎむきょういく}に必要な費用^{ひつようひよう}
- (4) 介護扶助^{かいごふじょ}…… 介護サービス^{かいごさーびす}に要する費用^{ようひよう}
- (5) 医療扶助^{いりょうふじょ}…… 病気^{びょうき}、けがなどの治療^{ちりょう}を受けるために必要な費用^{ひつようひよう}
- (6) 出産扶助^{しゅつさんふじょ}…… 出産^{しゅつさん}のための費用^{ひよう}

(7) 生業扶助…… 生計の維持に役立つ技能や技術を身につけるための費用、
 高校就学の費用

(8) 葬祭扶助…… 葬儀を行う人が要保護で、最低限度の葬祭を行った場合の
 費用

世帯全体で必要な日常生活の費用については、毎月の生活保護費の範囲内で
 賄われるのが原則ですが、予想外の事由により臨時的に費用が必要となる場合が
 あります。この場合、毎月の生活保護費の他に、以下のような一時的な扶助があり
 ます。

◎地区担当員（ケースワーカー）への事前の相談が必ず必要です。

被服費	布団類	保護開始時の者、長期入院後退院する者、災害罹災者 などが、布団類が全くないか、又は全く使用に堪えな くなった場合の費用
被服		保護開始時の者、長期入院後退院する者、災害罹災者な どが、被服を持たない場合の費用
新生児被服		出産を控えて産着などを必要とする場合の費用
寝巻又は 衣料		入院に際し、寝巻などが全くない又は使用に堪えない 場合の費用
おむつ		常時失禁状態にある者で、紙おむつなどを必要とする 場合の費用（介護保険適用施設入所者には支給できま せん。）
家具什器費		保護開始時の者、長期入院後退院する者、災害罹災者などが、炊事用具・ 食器類・暖房器具・冷房器具（熱中症予防が特に必要とされる方が いる世帯に限る）を必要とする場合の費用（故障による買い替えは 対象外）
移送費		転居に要すると認められた引越し代、身内の葬儀に行く交通費などを 必要とする場合の費用
入学準備金		小・中学校、高等学校などへの入学準備に必要な費用
就労活動 促進費		働くことによって生活保護からの自立が可能と判断される方の 就職活動にかかる経費の補助費用
その他		配電設備費、水道設備費、家財処分料など、その他臨時的な需要に 対応するための費用

◎ 一時扶助などを申請する場合の注意点

- ・一時扶助は、必ず受給できるものではなく、事前に連絡・検討が必要となります。
- ・領収書などの書類が必要な場合もありますので、捨てずに保管しておいてください。
- ・一定の条件、申請期限や上限額があり、支給されない場合もあります。
- ・一時扶助の項目は、上記以外にもありますので、まずは地区担当員(ケースワーカー)へご相談ください。

国民年金保険料、NHK放送受信料などの減免を受けることができます。

国民健康保険は、脱退することになり、国民健康保険料は、免除されます。

他に、下記の給付制度があります。

◎ 就労自立給付金

税・社会保険料などの負担増への対応、自立助長を図るため、安定した職業に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなった方に、支給できる場合があります。

◎ 進学・就職準備給付金

大学などへ進学し、その支援を図るため、また、安定した職業に就いた際に、新生活立ち上げの費用として、進学・就職準備給付金を支給しています。

3 生活保護の要否の決定

支給される生活保護費は、あなたの世帯の1か月分の最低生活費から世帯全員の収入を差し引いた金額です。

収入が最低生活費を上回る場合は、生活保護は受けられません。

最低生活費(国が基準を設定)

世帯全体の収入	生活保護費
	← 最低生活費に足りない部分 →

● 世帯とは、同一の住居に居住し、生計を一にしている人の単位です。

ただし、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは同様とします。

- **最低生活費**とは、**世帯全体**が**1か月間生活するために必要な金額**で、**世帯の人数や年齢などにより金額に違いがあります。**

- **収入**とは、**世帯全員のすべての収入**で、**給料、事業収入、農業収入、内職収入、恩給、年金、手当、仕送り、資産収入、生命保険金、補償金、その他臨時収入**などがあります。**(生活保護受給中の借入金も含まれます。)**このうち、働いて得た収入については**必要経費や一定額の控除**があります。

4 生活保護の申請から決定まで

生活保護の手続きは、申請により開始されます。生活にお困りの人は、地区の民生委員や福祉事務所生活福祉第一課・第二課に相談してください。

- **生活保護の申請**

保護の申請は本人か、その扶養義務者又は同居している親族に限られています。収入や資産については、つつみかくさず、すべて事実を申告してください。なお、偽った場合は法的に罰せられることがあります。

- **訪問調査**

申請を受けますと地区担当員(ケースワーカー)が、保護の必要性を判断するために、世帯を訪問し、暮らしむきなど必要な調査を行います。

- **検診命令**

保護の決定に必要な健康状態を確認するために実施します。検診命令に従わない場合は、保護開始になりません。

- **扶養義務者、金融機関などの調査**

保護の決定に必要な扶養義務者、金融機関、保険会社などの調査を行います。

- **生活保護の決定**

調査結果をもとに、定められた基準により保護が必要かどうか、決定し本人に通知します。

5 生活保護の決定に不服のあるとき

福祉事務所の行った生活保護の申請却下、生活保護の変更、停止又は廃止などの決定に疑問があるときは、生活福祉第一課・第二課に直接説明を求めてください。
決定に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に香川県知事に対し、不服申立て（審査請求）をすることができます。

6 生活保護が開始になったら

● 病院にかかるとき

(1) 通院するとき

生活福祉第一課・第二課に届け出をし、指示に従って病院へ行ってください。

なお、急病などで生活福祉第一課・第二課に届け出をすることができないときは、受診後に早急に届け出てください。

同じ病気で2つ以上の病院にかかることがないようにしてください。

(2) 入院・退院するとき

入院・退院するときは、必ず事前に生活福祉第一課・第二課へ連絡してください。

★ 注意

(ア) 生活保護法の指定を受けた近距離の病院で受診してください。

収入が最低生活費（医療費を除く）を上回るため医療費に一部負担が発生する場合は、その金額を病院に支払ってください。

(イ) 勤め先の健康保険証は今までどおり使用できますので、病院にかかるときは病院の窓口で生活保護の受給者証と一緒に出示してください。

※ R6.12.2以降、現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

マイナンバーカードの取得と、健康保険証としての利用登録をおすすめします。

(ウ) 国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証は使用できませんので、必ず国保・高齢者医療課へ返してください。

(工) 生活保護受給中に社会保険等に参加した場合（被扶養者になった場合を含む。）又は資格を喪失した場合（被扶養者でなくなった場合を含む。）は、生活福祉第一課・第二課及び病院などの医療機関へ届け出てください。

(オ) 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、原則として後発医薬品を使用してください。ただし、指定医療機関に在庫がない場合や、後発医薬品が先発医薬品より高価な場合は先発医薬品を使用することもあり得ます。

● 介護を受けるとき

(1) 介護扶助の対象者

(ア) 65歳以上の介護保険法に規定する介護又は支援が必要となった人

(イ) 40歳から64歳までの人で、認知症・脳血管疾患など老化が原因とされる

16種類の特定疾病により介護保険法に規定する介護又は支援が必要となった人

(2) 介護扶助の対象範囲・・・介護保険の給付対象となる介護サービスと同じです。

(3) 申請方法・・・生活福祉第一課・第二課に相談の上、生活第一課・第二課に介護扶助の申請書などを提出してください。

7 生活保護を受けている人の権利と義務

生活保護は、最低生活維持のための給付であり、その費用はすべて国民の税金によって賄われることから、生活保護を受ける人には権利が与えられる一方、義務も課せられます。

● 権利として保障されること

(1) 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護が受けられなくなることはありません。

(2) 生活保護費として支給されたものには、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。

● 義務として守ってもらうこと

(1) 生活保護を受ける権利は、あなた以外の人に譲ることはできません。

(2) 収入・支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に変動があったときは、速やかに届け出てください。

- (3) 働くことができる人は、能力に応じて働いてください。
- (4) 支出の節約を図って、生活の維持、向上に努めてください。
- (5) 世帯の生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導や指示をすることがありますので、そのときは従ってください。

- 指導や指示があったにもかかわらず、正当な理由がないのに従わないときは、生活保護が変更、停止又は廃止されます。

◎ 収入申告書の提出義務

◎ 就労している人及び就労可能な人は、収入の有無にかかわらず毎月収入申告する必要があります。

◎ 働くようになり収入があった場合は、内職の収入や短期間のアルバイト、また高校生などのアルバイトであっても、毎月収入申告書と給与明細書などの資料を提出してください。世帯主だけでなく、世帯員についても申告する必要があります。

◎ 申告した就労収入については、交通費、社会保険料などの就労に伴う必要経費や基礎控除などを差し引いた金額を収入とします。

◎ なお、20歳未満の人については、20歳未満控除が適用される場合があります。

◎ また、年金や手当を受けるようになった場合（金額の改定があった場合も含む。）、保険金、補償金、仕送りなどを受ける場合、借り入れをした場合も同様に収入申告書と資料を提出してください。

◎ 収入申告書が提出されない場合は、保護費を決定できないため、支給できない場合があります。

● 収入があるにもかかわらず申告しなかったり、事実と違った申告をするなど、不正な方法で生活保護を受けてはいけません。

● 生活第一課・第二課では、毎年課税収入などの収入資産調査を実施しており、その調査で未申告収入が分かった場合は、不正受給となります。

● 不正に生活保護費を受給した場合は、生活保護は廃止となり、受けた保護費を徴収され、さらに法律により処罰されることがあります。

8 保護費の返還と徴収について

● 次のような場合は、支給した保護費を返還していただくことがあります。

(1) 資力がありながら保護を受けた場合の返還（生活保護法第63条）

資力（土地・家屋・生命保険・交通事故の賠償金・手当や年金の受給権など）があるものの、すぐに活用することができず、窮迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん保護を開始（継続）します。ただし、資力が換金されるなど、活用できる状態になったときは、すでに支給した保護費（医療扶助や介護扶助なども含む）を遡って返還していただきます。

(2) 不正受給の費用徴収（生活保護法第78条）

収入申告・資産申告の届け出を故意に怠ったり、虚偽の申告をした場合など不正な手段により保護を受けた場合には、保護のために要した費用の全部又は一部の1. 4倍までの額が徴収されます。

なお、不正に受給した事実について、以後、改めるよう指導や指示したにもかかわらず、再度不正受給を行った場合は、生活保護は廃止となります。

(3) 罰則（生活保護法第85条）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人に保護を受けさせた場合は、費用徴収にとどまらず、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は刑法の規定に基づき、処罰を受けることがあります。

★ その他、世帯の収入や生活状況（1か月以上の入院や施設入所など）に変化があった場合など、なんらかの事情で福祉事務所が保護費を払い過ぎた場合は、すでに支給した保護費を返してもらいます。

9 地区担当員と民生委員

● 地区担当員（ケースワーカー）

地区担当員は、世帯訪問などをして生活状況を聞き、生活保護の決定又は実施に必要な調査を行います。また、保護を受けている人が再び自分たちの力で生活することができるよう助言や指導を行います。

地区担当員は定期的に世帯を訪問しますが、訪問を拒んだり妨げたりしたときは、生活保護が変更、停止又は廃止されることがあります。

また、必要な調査に対しては、拒んだり、妨げたりしてはいけません。

世帯を訪問した際に、不在の場合は不在連絡票を置くことがあります。不在連絡票に書かれていることは必ず守ってください。

わからないことがあれば、地区担当員（ケースワーカー）に聞いてください。

● 民生委員

民生委員は、福祉事務所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。

生活の困ったことや悩み事を持つ人々の良き相談相手として、必要な援助や助言を行います。秘密は守られますので、安心して相談してください。

※

つぎ ばあい かなら とど で
次のような場合は、必ず届け出をしてください。

- ① 家族が増えたとき、又は減ったとき
- ② 妊娠したとき
- ③ 働くようになったとき、働けなくなったとき、又は仕事を変わったとき
- ④ 年金や手当を受けるようになったとき
- ⑤ 収入が増えたとき、又は減ったとき
- ⑥ 通院するとき
- ⑦ 入院したとき、又は退院したとき
- ⑧ 現在住んでいる家をかかわる必要が生じたとき
- ⑨ 家賃、間代、地代が変わるとき
- ⑩ 職場の健康保険に入ったとき、又は辞めたとき
- ⑪ 障害者手帳をもらったり、内容が変わったとき
- ⑫ 交通事故にあったとき
- ⑬ そのほか、世帯の生活状況に変わったことがあったとき

ちゅうい
注意

必要な届け出を怠ったり、偽りの届け出などをすると生活保護が受けられなくなる場合があります。内容によっては刑法第246条第1項（詐欺罪）に問われることもあります。

あなたの担当ケースワーカーは _____ です。

れいわ ねん がつ にちげんざい
令和7年4月1日現在